

平成 19 年 12 月 11 日

特別区長会会長（多田正見 江戸川区長）コメント

本日、特別区制度調査会から、かねて検討をお願いしていた今後の特別区のあり方に関する第 2 次の報告をいただきました。

報告では、「都区制度の転換」を謳った一昨年の第 1 次報告をさらに発展させ、「都の区」の制度を廃止し、「基礎自治体連合」による新しい自治の仕組みを提案しています。

これは、東京大都市地域において、従来都区関係を覆ってきた「一体性」の観念から脱却し、基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくことをめざしたものであり、これまで特別区が取組んできた自治権拡充の方向に合致するものとして、大いに勇気付けられる報告であります。

「基礎自治体連合」の構想は、自治体同士が「対等・協力」の関係に立脚して、自ら連携のための制度を構築していく新しい発想に基づき、東京の自治のあり方にとどまらず、全国的な地方分権改革の進展に向けて多様な選択肢を示す画期的なものと思っております。

合わせて、特別区をとりまく区域再編問題、道州制、首都制度等様々な課題についても一定の方向を示唆していただきました。

この構想を具体化するためには、制度的にクリアしなければならない様々な課題があり、今後もさらに具体的な検討を進めていく必要があると思えます。

おりしも、国においては、第 2 期分権改革がスタートし、急ピッチで検討が進められています。今後の分権改革を展望しつつ、道州制ビジョンについての議論も行われています。

これらの地方分権改革に向けた一連の動きは、基礎自治体を地域の総合的な行政主体として拡充していくことを基本にすえたものであり、特別区としても主体的な取組みが求められるところです。

先日東京自治制度懇談会の最終報告が出され、くしくも同じ時期に都区双方から方向性の異なる見解が示されたこととなります。

特別区長会としては、特別区制度調査会の報告を十分吟味し、国や都の議論、区議会や住民をはじめ関係者のご意見を踏まえながら、東京における新しい自治の姿の構築に向けて、今後大いに議論を深めていきたいと考えています。

なお、報告では、当面、平成 12 年改革の完成に向けて都区の役割分担のあり方を整理すべきことを指摘しており、現在進めている都区のあり方に関する検討に真摯に取り組んでいく必要があるものと思っております。

いずれにしても、特別区は、分権時代における東京大都市地域の基礎自治体として、重い責務を果たしていかなければなりません。今後の取組みに向けて、関係各位のご支援をお願いいたします。